

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月24日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

1 監査対象部局 危機管理総局

2 監査対象年度 平成26年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
危機管理課	平成27年5月25日
くらし安全安心課（消費生活センター）	〃
消防学校	平成27年6月30日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

(ア) 業務委託契約に係る一般競争入札の公告について、契約担当者（知事又は契約締結権限の委任を受けた者）でない者の名で行っているものがあつた。（危機管理課）

(イ) 給食業務委託について、契約書で定める成果報告書が提出されていないがあつた。（消防学校）

イ 物品について

貸付物品については、毎年度1回以上、管理状況を貸付先に報告させ、実地調査を実施するなどの必要がある。（危機管理課）

ウ その他

嘱託職員の休暇について、夏季休暇の申請及び承認ができていないものがあつた。（消防学校）

(3) 検討指示事項

該当事項なし